

文書質問の制度を持つ地方議会一覧

「議会改革白書」(2009~2014) より

北海道福島町	長野県松川町	福岡県八女市
北海道和寒町	長野県喬木村	福岡県宗像市
北海道白糠町	岐阜県瑞穂市	佐賀県嬉野市
北海道登別市	岐阜県北方町	佐賀県白石町
北海道名寄市	愛知県半田市	熊本県天草市
北海道根室市	愛知県犬山市	長崎県壱岐市
岩手県宮古市	愛知県新城市	鹿児島県姶良市
岩手県花巻市	愛知県岩倉市	鹿児島県霧島市
秋田県横手市	三重県四日市市	鹿児島県奄美市
秋田県大仙市	三重県伊賀市	例外的に認めているケース
宮城県登米市	三重県桑名市	宮城県山元町
宮城県塩釜市	三重県松阪市	三重県鳥羽市
宮城県柴田町	三重県鈴鹿市	山口県美祢市
宮城県蔵王町	滋賀県湖南市	
福島県伊達市	大阪府岸和田市	計 78 自治体
福島県只見町	大阪府四條畷市	
福島県会津坂下町	和歌山県美浜町	
茨城県取手市	兵庫県丹波市	
栃木県小山市	兵庫県穴粟市	
栃木県那須塩原市	兵庫県朝来市	
埼玉県所沢市	兵庫県養父市	
千葉県佐倉市	兵庫県加西市	
東京都多摩市	兵庫県西脇市	
神奈川県横須賀市	岡山県笠岡市	
神奈川県真鶴町	岡山県真庭市	
静岡県菊川市	島根県邑南町	
静岡県富士市	山口県下関市	
静岡県磐田市	山口県防府市	
静岡県牧之原市	香川県坂出市	
石川県加賀市	香川県観音寺市	
石川県七尾市	徳島県北島町	
福井県おおい町	高知県大豊町	
長野県塩尻市	高知県土佐清水市	

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成26年 第 3 号
受付日	平成26年 4月 1日
送付日	平成26年 4月 1日
答弁受理日	平成26年 4月 18日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	加藤 清助
所管部局	市立四日市病院

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

文書質問

2014年4月1日
市議会議員 加藤 清助

私は、四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、以下 文書質問いたします。

<質問テーマ>

市立四日市病院が民・民契約の一部を公務で「受託」する「委託」契約の適法性を問う

<質問趣旨>

市立四日市病院は平成26年1月1日から平成26年3月31日までを期間とする委託契約をワタキューセイモア株式会社 近畿店と平成25年11月7日付けで契約を行った。

この契約は、入院患者が入院生活上必要な寝間着・タオル・おむつ・ティッシュ・歯ブラシ・シャンプーなどのセットを選択し、株式会社エランに料金を振り込み、病院指定業者と言うワタキューセイモア株式会社が注文商品（CSセット）を市立四日市病院内各階のストックヤードに補充すると、入院患者の選択した商品を病院職員が注文に応じて商品を運び提供する内容となっています。

「CSセット」の利用申し込み・口座振替用紙の回収はじめ、この商品利用にあたっての入院患者からの質問に答える問答集も市立四日市病院職員への説明会で配布され、対応指示書にもとづく患者対応が周知されています。事実、当該商品サービスにおいて、病院内に「CSサービス」の宣伝広告が各所に貼りだされ、あたかも市立四日市病院が当該サービスを行っているものとさえ錯覚するありさまで、商品サービスの受注及び注文患者への商品提供を病院職員が公務時間中に行っている実態を確認しました。

私は、そもそも民間株式会社が入院患者との間で直接利用契約を結び、商品を提供する営利事業に、自治体病院の職員が公務時間中にその業務にかかわることは、地方公務員法第35条「職員は、法律または条令に特別の定がある場

合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と言う地方公務員の職務に専念する義務規定に抵触し、地方公務員法違反ではないのかとの疑念を抱くものです。

また、当該契約は「委託契約書」とあり、甲、すなわち業務委託者が市立四日市病院、乙、すなわちワタキューセイモア株式会社が業務受託者として、委託契約書において、

1. 委託業務の名称　日用品及びオムツセット提供業務委託
2. 委託業務の場所　四日市市芝田2丁目地内
3. 委託期間　　平成26年1月1日から平成26年3月31日まで
4. 委託手数料　　提供単価　日額480円　委託手数料　日額96円
(他プランによる提供単価及び委託手数料を記載している)
5. 委託手数料　部分払いの回数2回以内及び完了払い
6. 契約保証金　免除

とし、第1条から第21条にわたる契約事項を明記し、別紙に「個人情報取り扱い事項」「仕様書」なるものを添付し取り交わしている。

しかるに、この委託契約の実態は、当該契約書で委託者は市立四日市病院と明記しながらも、実態はワタキューセイモア株式会社が委託者であり、市立四日市病院は受託者であることが明らかとなった。

およそ、民・民契約における業務を市立四日市病院が受託すると言う行為、すなわち民間の契約事業を自治体が介在し、業務受託するという契約が一般的にあり得るのか、その適法性、根拠、判例があるのか疑問である。

同時に、地方自治法 第6節「契約」は、地方自治体の契約に関する法規定であるが、その解説には「地方自治体の締結する売買・請負等の契約は、「原則として」一般私法の適用を受けるとしても、地方公共団体という行政主体を当事者とするがゆえに、私人間の同種の契約には存しない特殊な法的制約を課される必要のあることは否定できない、さしあたり、売買・請負等の契約に基づいて支出されるのは住民の税金等を基礎とする公金であり、それを浪費することのない公正で確実な契約締結が求められる、とあります。

市立四日市病院は当該入院案内において、入院患者のみなさまへの案内書において「入院生活上必要な日用品・寝巻・おむつ等は入院患者ご自身でご準備

ください」としており、入院患者の求めに応じて提供することを病院業務としているのであります。

係る趣旨及び事実確認にもとづき以下質問するものであり、回答を求めます。

<質問>

1. 入院患者の日用品・寝巻・おむつ類の提供は、市立四日市病院の本来業務ですか？
2. 本委託契約の委託者は甲、市立四日市病院、受託者は乙 ワタキューセイモア株式会社となっていますが、病院は何を委託しているのですか？
3. 当該商品サービス事業は、民間業者と入院患者の2者間の契約ですか？
4. 質問趣旨にも述べたように当該契約は委託と受託がさかさまの契約書ではないのですか？
5. 民と民の契約に地方自治法及び地方公務員法の適用をうける市立四日市病院が介在し、民間業者の仕事を受託できる法的根拠をお示しください。
6. 前記同様に、病院職員が地方公務員法「職務専念」に抵触して、民・民契約の業務を行っており、病院が組織的に行っている行為ではありませんか？
本来業務で多忙な病院職員に民間業者の下請け業務を負わせることは患者対応業務に支障を及ぼす結果につながりませんか？
7. 「手数料」を「労役費」として契約相手から受け取れば法に抵触しないと言うのでしょうか？
「手数料」の積算根拠をお示しください。
8. 委託契約書第9条に「行政財産の使用について」とあり、乙、すなわちワタキューセイモア株式会社が行政財産をその目的外に使用する場合は使用許可申請を甲（病院）を行い、使用許可を得なければならぬと規定していますが、行政財産の目的外使用許可申請は行われていますか及び許可しましたか？

9. 前項の行政財産の目的外使用、病棟各階の「倉庫（商品ストックヤード）」を許可している場合、その使用料はいくら徴収しているのですか？
使用料及び積算根拠をお示しください。
10. 当該「C S サービス」に関して、特定1社しか案内していません。
病院が1社を推奨するサービスだと誤解を与えていませんか？
また、入院患者に対して、患者が契約業者に支払う利用料から病院がその下請け手数料を得ている旨の説明・表示責任が必要ではないかと思いますがいかがお考えですか？
11. 本契約案件は公の病院における契約の機会の公平性に欠けるのではないですか？
入院患者が同業他社を選択、契約した場合それを拒むことはできますか？
12. 当該サービス、委託契約による開始に先立ち、病院職員に対し時間外に「説明会」を開催してきていますが、時間外労働手当はいくら要したのですか？
これらの事前必要経費は契約相手方への手数料収入に積算されたのですか？
13. 病院の担う主体的業務に専念しなければならない病院職員が、1～2月でのべ入院患者数の20%の契約利用に対応する仕事が発生していますが、病院業務への影響、病院職員への負担増はどう把握・認識されていますか？
14. 平成26年度市立四日市病院事業会計において、当該契約による「医業外収益」をいくら計上していますか？
15. 私の2月からの「委託契約」の矛盾、指摘に対して「契約書」の見直しを進められると聞き及んでいます。
当該委託契約は、平成26年3月31日までが期間となっていました。
平成26年4月1日以降はどういう契約で対処されているのですか？
平成26年3月31日時点で担当課に確認したところ、未だ4月1日からの契約書は「準備中」で「不存在」であることを確認しました。
しかし、当該サービスに対する病院対応は継続しているとのことです。

と言うことは「契約締結」のない状態で行為が行われていると言うことですか？

また、新たな契約書締結を4月1日にさかのぼって取り交わすのですか？

何を、どう見直すのでしょうか。

問題点の正確な認識がなければ見直しできるものではなく、再び誤るのではないかと警鐘を鳴らさざるを得ないがいかがな見解をお持ちですか？

16. この間、本事案について様々ヒヤリングもさせていただきましたが、なぜこのような未熟なかつ、あってはならない法認識の欠如とも言える「委託契約」になったのか。
当局の総括と今後をお尋ねいたします。

以上

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	平成26年 第3号
受付日	平成26年4月1日
質問者	加藤清助 議員

文書質問答弁書

回答日：平成26年4月18日
担当部局：市立四日市病院

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく 加藤清助 議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問 1

入院患者の日用品・寝巻・おむつ類の提供は、市立四日市病院の本来業務ですか？

■答弁 1

入院生活上必要な生活用品等については、入院患者側で準備していただくものですが、実態として緊急入院や身寄りのない患者側だけで日用品・寝巻などの準備ができない場合には、患者の療養上、当院としても一定の支援が必要となってまいります。

■質問 2

本委託契約の委託者は甲、市立四日市病院、受託者は乙 ワタキューセイモア株式会社となっていますが、病院は何を委託しているのですか？

■答弁 2

当サービス事業は、病院の管理の下、入院患者に必要な生活用品を提供すること等を目的に、包括的な意味で当院がワタキューセイモア株式会社に業務を委託したものです。具体的には、ワタキューセイモア株式会社は、入院患者に日用品セット、おむつ等を提供するサービスにかかる物品の調達や当院への納品をはじめ全体を統括する業務を担い、市立四日市病院は、寝巻、おむつ等を部屋に運んだりと直接患者に提供するサービスにかかる部分を担うものです。

■質問 3

当該商品サービス事業は、民間業者と入院患者の2者間の契約ですか？

■答弁 3

生活用品等を提供する当該サービスについては、サービスを利用する入院患者と入院に必要な生活用品等を提供する民間業者とが直接契約を行うものです。

■質問 4

質問趣旨にも述べたように当該契約は委託と受託がさかさまの契約書ではないですか？

■答弁 4

当サービス事業にかかる民間業者と当院との役割分担については、契約上明記しているものの、委託及び受託関係が複合していることから、文言上不明確な点があるため、今般その見直しを行ったところです。

■質問 5

民と民の契約に地方自治法及び地方公務員法の適用をうける市立四日市病院が介在し、民間業者の仕事を受託できる法的根拠をお示しください。

■答弁 5

本契約においては、当院が包括的な意味においてワタキューセイモア株式会社に業務を委託する中で、それぞれが役割分担をし、業務を担っているものです。そのため当院が民間事業者の仕事を受託しているものではありません。

なお、地方公営企業が民間の業務を受託することについても、地方自治法及び地方公務員法において禁止規定がなく、私法上の契約も可能と考えられます。

■質問 6

前記同様に、病院職員が地方公務員法「職務専念」に抵触して、民・民契約の業務を行っており、病院が組織的に行っている行為ではありませんか？

本来業務で多忙な病院職員に民間業者の下請け業務を負わせることは患者対応業務に支障を及ぼす結果につながりませんか？

■答弁 6

入院患者の寝巻、おむつ等の交換は、療養上必要な業務として職員が行っており、寝巻、おむつ等を提供するサービスがあることの紹介や、寝巻、おむつ等を部屋に運んだりすることは、患者や患者家族へのサービス向上に結び付くもので、職務専念義務に抵触するものではないと考えています。

また、業務全般の見直しや効率化に取り組んでおり、業務に支障を及ぼすことはないものと考えています。

■質問 7

「手数料」を「労役費」として契約相手から受け取れば法に抵触しないと言うのでしょうか？

「手数料」の積算根拠をお示しください。

■答弁 7

当該委託契約は、患者や患者家族へのサービス向上に繋がるものとして当院が一部の役割を担うものであり、法に抵触するものではないと考えています。

また、平成 25 年 11 月 7 日付け契約における手数料の算出根拠は、人件費相当分及び保管料相当分を合わせたもので、内容については次のとおりです。

セット内容	人件費相当分		保管料相当分		委託手数料 (税抜き) $a \times b + c \times d$
	人件費/分(a)	説明及び運搬時間(b)	保管費用/日(c)	想定保管日数(d)	
A プラン (寝巻・タオル)	36 円	2 分 30 秒	1 円	6 日	96 円
B プラン (タオル)	36 円	2 分 00 秒	1 円	4 日	76 円
紙おむつプラン (重度患者向け)	36 円	2 分 00 秒	1 円	1 日	73 円
紙おむつプラン (軽度患者向け)	36 円	1 分 15 秒	1 円	8 日	53 円

■質問 8

委託契約書第9条に「行政財産の使用について」とあり、乙、すなわちワタキューセイモア株式会社が行政財産をその目的外に使用する場合は使用許可申請を甲（病院）に行い、使用許可を得なければならないと規定していますが、行政財産の目的外使用許可申請は行われていますか及び許可しましたか？

■答弁 8

平成25年度の契約においては、商品の保管についても当院が行う業務の一部として行政財産の使用許可の申請は不要としておりましたが、平成26年度の契約においては、商品の保管のために当院の施設の一部を使用することについて事業者からの申請に対して当院が使用許可をすることとしています。

■質問 9

前項の行政財産の目的外使用、病棟各階の「倉庫（商品ストックヤード）」を許可している場合、その使用料はいくら徴収しているのですか？

使用料及び積算根拠をお示しください。

■答弁 9

平成25年度は使用料は徴収せず、保管料として、セットにより1円～8円の金額を設定しており、答弁7に示すとおり、委託手数料に含めていました。

■質問 10

当該「C S サービス」に関して、特定1社しか案内していません。

病院が1社を推奨するサービスだと誤解を与えていませんか？

また、入院患者に対して、患者が契約業者に支払う利用料から病院がその下請け手数料を得ている旨の説明・表示責任が必要ではないかと思いますがいかがお考えですか？

■答弁 10

契約時において、当院が求める日用品を含めたこのサービスを適正に実施できるのは、当契約の相手方事業者のみと考えております。

また、当サービスの実施に当たり、当院が得ている収入については、当院の職員が業務に従事することへの対価であり、入院患者に対する説明等は必ずしも必要ではないものと考えております。

■質問 11

本契約案件は公の病院における契約の機会の公平性に欠けるのではないかですか？

入院患者が同業他社を選択、契約した場合、それを拒むことはできますか？

■答弁 11

当業務については、病院内に一定の保管スペースが必要であり、1年ごとに行政財産使用許可を行い、場所を提供することとなることから、多数の事業者が参入することは、現実的には困難ですが、今後、複数の事業者が参入を希望する場合は、行政財産使用許可期限を勘案し、公平な事業者選定を行っていきたいと考えております。

なお、入院患者が同業他社から、直接、日用品等の提供を受けるサービスを独自に享受するとしても、それを拒むものではありません。

■質問 12

当該サービス、委託契約による開始に先立ち、病院職員に対し時間外に「説明会」を開催してきていますが、時間外労働手当はいくら要したのですか？

これらの事前必要経費は契約相手方への手数料収入に積算されたのですか？

■答弁 12

時間外手当については、612,058 円です。

この経費については、当該サービスの導入により入院患者の利便性の向上が図れるものであることから、当院が負担したところであり、委託料には積算していません。

また、契約相手方へ当該経費分を求ることにより、患者の利用料金の値上げに繋がることも懸念されます。

■質問 13

病院の担う主体的業務に専念しなければならない病院職員が、1～2月でのベ入院患者数の20%の契約利用に対応する仕事が発生していますが、病院業務への影響、病院職員への負担増はどう把握・認識されていますか？

■答弁 13

従前は、患者家族への説明対応や、身寄りのない患者へのおむつ、古着等の調達に時間を要していましたが、その業務が軽減されたことや、業務全般の見直しや効率化に取り組んでおり、全体として、病院職員の負担が大きく増えたものとは考えておりません。

■質問 14

平成26年度市立四日市病院事業会計において、当該契約による「医業外収益」をいくら計上していますか？

■答弁 14

その他医業外収益として、9,515 千円を計上しております。

■質問 15

私の2月からの「委託契約」の矛盾、指摘に対して「契約書」の見直しを進められて
いると聞き及んでいます。

当該委託契約は、平成26年3月31日までが期間となっていました。平成26年4
月1日以降はどういう契約で対処されているのですか？

平成26年3月31日時点で担当課に確認したところ、未だ4月1日からの契約書は
「準備中」で「不存在」であることを確認しました。

しかし、当該サービスに対する病院対応は継続しているとのことです。と言うことは
「契約締結」のない状態で行為が行われていると言うことですか？

また、新たな契約書締結を4月1日にさかのぼって取り交わすのですか？

何を、どう見直すのでしょうか。

問題点の正確な認識がなければ見直しできるものではなく、再び誤るのでないかと
警鐘を鳴らさざるを得ないがいかがな見解をお持ちですか？

■答弁 15

これまでの答弁にあるとおり、従前の契約、当事業の内容等あらためて精査を行った
うえで、本年4月1日の契約から、用語や表現の見直しを行いました。

また、料金については、人件費相当分のみの積算に改めるとともに保管料相当分につ
いては、料金に含めず、別途、行政財産使用料として徴収します。

■質問 16

この間、本事案について様々ヒヤリングもさせていただきましたが、なぜこのような未熟なかつ、あってはならない法認識の欠如とも言える「委託契約」になったのか。

当局の総括と今後をお尋ねいたします。

■答弁 16

患者や患者家族の利便性の向上を図るために公立病院も含め全国で同様のサービスを導入する病院が増えており、当院も導入を図ったところあります。

今後は、適法性の有無をはじめ、さまざまな角度から慎重に検討を行うとともに、適宜、弁護士等とも協議を行い、より適正な契約事務の執行と患者サービスの向上に努めてまいります。

別
紙
3
の
3

平成 25 年 8 月 23 日

伊賀市議会議長 空森 栄幸 様

伊賀市議会庁舎整備特別委員会
委員長 森岡 昭二

南庁舎の耐震について

8 月 21 日に開催した当委員会において、当局より説明のため提供された【資料 2】「伊賀市上野南庁舎 耐震診断報告書について（2013 年 8 月アール・アイ・エー）」によるところ、「対象建物は文化的価値が認められる建物であり、この先の耐震補強の実施設計を行うためには 3 次診断による耐震補強計画が必要だと考えられる。」「基礎・地中梁の状態及び強度や中性化を調べるには別途調査が必要である。実施設計に向けて 3 次診断を行う際に合わせて当該調査を行うのが望ましい。」とあります。

このことについて、委員からは、「現在検討中の整備計画において、南庁舎を保存活用することとなれば、その後に実施される上記の 3 次診断や別途調査によって、仮に改修費用が試算よりも増える等、整備計画そのものに影響を及ぼすような結果が出た場合、どうするのか。」「今後の庁舎のあり方を検討している現段階で、南庁舎の保存活用に関する上記の 3 次診断や別途調査を行い、先にその結果を示すべきではないか。」といった意見がありました。

つきましては、これらの意見に対し、議会基本条例第 8 条に基づき、当局の見解を求めるます。

伊議第 307 号
平成 25 年 8 月 23 日

伊賀市長 岡本 栄 様

伊賀市議会議長 空森 栄幸

文書質問について

みだしのことについて、伊賀市議会庁舎整備特別委員会委員長より、平成 25 年 8 月 23 日付で別添文書の提出がありましたので、議会基本条例第 8 条に基づき、回答願います。

伊管第525号
平成25年9月11日

伊賀市議会議長 空森 栄幸 様

伊賀市長 岡本 栄

南庁舎の耐震について（回答）

平成25年8月23日付け伊議第307号で照会のありましたみだしのことについて、下記のとおり回答します。

記

（回答）

「伊賀市庁舎建設検討結果報告書」に関する評価（平成20年2月 三重大学大学院工学研究科）では、「現行の耐震基準を満たすことについては、先述通り南庁舎については比較的容易であるが、北庁舎については容易でない。また、南庁舎は現建物を耐震補強を行なって有効利用する。」と報告いただいている。

また、南庁舎の耐震診断報告書（H17.8 実施）の有効性についても、整備計画策定業務支援業者に確認を依頼したところ、2013年8月現在においても有効であり、耐震壁を設置することで耐震性は確保できると報告を受けています。

今後、南庁舎を改修する場合、調査済みの耐震診断結果に基づき、用途（庁舎、観光物産施設など）に応じて、施設のレイアウトや耐震補強の工法を決めることとなります。耐震補強において高度な工法を想定する際には、3次診断による詳細な解析を実施することが望ましいですが、既に調査した耐震診断による耐震補強計画どおりに、耐震壁で補強する工法であれば3次診断は必要ないと判断されます。

一事務担当一
企画財政部管財課 藤岡・中野
電話：0595-22-9610
FAX：0595-24-2440

[現在のページ](#) [トップページ](#) [所沢市議会](#) [議会の審議情報](#) [市政に対する質問についての回答](#)

市政に対する質問についての回答

更新日: 2011年4月15日

平成23年第1回(3月)定例会会期中の3月11日(一般質問3日目)に、東北地方太平洋沖地震が発生しました。地震発生時に一般質問中だった議員と、地震発生後に一般質問を予定していた11名の議員は、市側が災害支援に専念できるようにとの配慮から、一般質問を取りやめました。

議会は議会基本条例の規定により、閉会中に市長に対して文書による質問を行い、文書による回答を求めることができることから、質問を取りやめた各議員の質問項目を議会運営委員会でとりまとめ、議長から市長に対し、文書質問を行いました。

このたび、市長から、質問に対する回答がありましたので掲載するものです。

しろした のりこ
城下師子(日本共産党)

政治姿勢～介護保険制度の諸問題と所沢市独自の高齢者支援策について

[市政に対する質問及び回答_1](#) PDF:23KB

よしむら けんいち
吉村健一(公明党)

- ・ 1 地域コミュニティ・地域経済の活性化～(1)地域通貨で地域活性化 (2)ボランティア・ポイント制度について
- ・ 2 介護～介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を活用した介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援について

[市政に対する質問及び回答_2](#) PDF:20KB

たにぐち けいこ
谷口桂子(公明党)

- ・ 1 学校施設改善～普通教室の窓をみどりのカーテンで涼しい環境に(壁面緑化)パート2
- ・ 2 子育て支援～(1)子育て総合支援センターについて (2)認可外保育園の園児に対する助成について
- ・ 3 交通安全対策～上新井の通称大踏切周辺の交通安全対策について
- ・ 4 住宅問題～市営住宅の保証人制度について

[市政に対する質問及び回答_3](#) PDF:37KB

別
紙
3
の
4

市政に対する質問1

＜政治姿勢＞（1）介護保険制度の諸問題と所沢市独自の高齢者支援策について
厚生労働省は、国民の厳しい批判があるにもかかわらず、現在、介護保険給付の対象となつてある要支援者を市町村の判断で、安上がりな保険給付外事業に置き換える保険給付から外し、介護給付費の削減を進めるための介護保険法改定案を閣議決定し、今国会に提出しようととしています。改定案は、現在、保険給付である要支援者の訪問・通所介護を市町村の判断で、保険給付外の「総合事業」に移し、保険給付費を削減できます。保険給付での訪問・通所介護には全国一律の基準があります。
一方、地域支援事業にはこうした基準がありません。しかもも新設の総合事業も市町村の判断で柔軟な対応ができるとして、国が示す各種基準は最低限にすることとしています。

このことは、それぞれの市町村によってサービスの内容や質に差が生まれ、利用者の負担も現行の1割負担より高くなる可能性もあります。また、総合事業を実施するかどうかは市町村の判断になり、実施した場合、要支援者は保険給付か総合事業のどちらかを利用します。どちらを利用するかは、市町村・包括支援センターの判断となります。総合事業の訪問や通所サービスを利用した場合、保険給付と同じサービスは利用できなくなります。

質問	回答
①今回の介護保険制度の見直し案は、利用抑制を取り上げる内容で、要支援者から介護サービスを深刻化させる介護保険法改定案に対する市長の見解を伺います。	・今回の介護保険制度の見直しにあたりましては、高齢化の急速な進展の中で、利用者のさまざまなニーズに対応する総合的で多様なサービスと、安定した保険制度の運営を考慮した負担のあり方が検討されているものと認識しております。 今後、具体的な内容が示されることとなりますので、国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。
②国に対し介護保険法改正案の国会提案を撤回するよう意見をあげるべきと考えますが、市長の見解は。	・国に対する様々な意見につきましては、必要に応じ、市長会等を通じ要望しているところでございます。 今回の介護保険法の一部改正にあたりましては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、様々な検討がされていると伺っております。

	<p>いずれにいたしましたでも、高齢者の方に、住み慣れた地域でいきいきと安心した生活の確保が一番重要と考えております。</p> <p>今後、高齢者福祉の充実に向けて、多くの皆様からご意見をいただきながら、第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に取り組んでまいります。</p>
①介護保険制度見直し(要支援者はしきを市町村の判断で実施)による利用者への影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・国においての見直し案として、平成23年2月22日全国介護保険課長会議では、要支援者や介護予防を必要とする者を対象に、市町村の判断で、日常生活支援のために「介護予防・日常生活支援総合事業」を創設し、地域支援事業に位置付けることが検討されております。 <p>しかしながら、現時点で、国から具体的な内容が示されておりませんので、影響につきましては、国からの提示がございましたら検証してまいりたいと考えております。</p>
②当市への影響と課題はどのようなものが考えられるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の具体的な改正案は示されておりませんが、例えば、懸念されるもののひとつに、要支援者に対する生活援助サービスがございます。このサービスが介護保険の給付対象外となつた場合、サービス提供事業所の混乱や市独自施策を行った場合の財源など、課題もございます。 <p>いずれにいたしました、今回の法改正につきましては、第5期の計画に大きく影響するものでございます。</p> <p>改正案の詳細が示されましたら、その内容を早急に検証し、事業計画策定に向け、諸施策を検討してまいりたいと考えております。</p>
③現在おこなわれている高齢者アンケートの取りまとめはいつ頃になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者福祉・介護実態調査」については、本年2月に3,700名の方を対象に調査票を配布し、約75%の方から回答いただいたところですが(前回の回収率は60.1%)、平成23年度早期を目途に結果をお示しできるよう、現在、集計と分析を進めております。
④市独自の高齢者支援策の充実も必要です。入間市で実施している高齢者が老人福祉施設を利用や病院等へ通院	<ul style="list-style-type: none"> ・本市を含め、各市町村では、介護保険事業の運営のほかに、それぞれの状況に応じ、高齢者に対する様々な支援事業や介護予防事業などを実施して

する際にタクシーを利用した場合、利用料金の一部を助成しています。高齢者の引きこもり防止のためにも必要と考えますが見解は。

ご案内の事業（「入間市要援護高齢者等タクシー利用料金助成事業」）につきましても、入間市の判断により、実情に合わせて独自に実施されることがあります。
本市におきましても、「第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定する中で、日常生活支援や介護予防などの様々な高齢者施策の検討が必要になるものと考えております。
今後、「高齢者福祉・介護実態調査」の結果はもとより、既に他市が実施している独自の事業も調査しまして、本市に求められている、より効果的な施策の実現に向け、取組みを進めてまいりたいと考えています。

市政に対する質問2

質問	回答
○地域通貨で地域活性化	<p>全国で「地域通貨」を導入する自治体が増えています。東京都杉並区では、今年秋からの導入を目指に、電子地域通貨の検討が進んでいます。ICカードに、現在流通している区内共通商品券や地域活動ポイント、区民への助成金や謝礼などを電子地域通貨として取り込み、利用できる仕組みです。区内での消費を促し、地域経済を活性化させることが狙いとしています。</p> <p>当市においても「地域通貨」導入への検討はできないか、見解をお聞かせください。</p> <p>・地域通貨については、特定の地域に限つて流通させることから、商店街などの地域経済の活性化や地産地消の促進、また、ボランティア活動や地域社会活動の掘り起しが促進されるといった様々な効果が期待されており、県内のいくつかの自治体でも導入がなされています。</p> <p>埼玉県内で登録されている16団体中、現在、活動が確認できるものは4団体、高田馬場に本部がございますアトム通貨の支部団体を含めても6団体となっておりますことから、地域通貨の事業を継続していくことの難しさがうかがわれるところでございます。</p> <p>こうしたことからも、地域通貨は、地域経済活動の一環ではありますが、必ずしも経済効果が現れないという事例もあると伺っておりますことから、地域経済活性化の効果につきましては不透明な部分もあると考えております。費用対効果や運営方法など、検討してまいりたいと思います。</p>
○介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を活用した介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援について	<p>・「介護支援ボランティア・ポイント制」につきましては、健康増進や介護予防、生きがいづくりなどの観点から、本市としても注目をしております。今後、「第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしますが、ご案内の事業も含め、本市の高齢者施設にとつてどのような事業が必要か、また効果的か、高齢者福祉計画推進会議や多くの市民の皆様からご意見をいただきながら、様々な角度から調査・研究してまいりたいと考えております。</p> <p>65歳以上を対象に、介護施設などでボランティア活動を行った際にポイントが給付され、貯めたポイントに応じて介護保険料軽減のための交付金が個人に支給される「介護支援ボランティア・ポイント制度」。高齢者人口の増加</p>

に伴って介護保険料が高騰した東京都稻城市が、2007年に高齢者の社会参加を促して介護予防を推進することで、介護給付費などの抑制をめざしたのが最初の導入例でした。昨年の横浜市に続き、さいたま市でも導入を予定するなど、今後さらに広がることが予想されます。

国の平成22年度補正予算として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金に、地域支え合い体制作り事業分、200億円の積み増しがありました。「介護支援ボランティア・ポイント制度」など地域における日常的な支え合いに資する新たな取り組み導入への支援も対象事業になっています。新年度において第5期介護保険事業計画策定作業が行われますが、この中で「介護支援ボランティア・ポイント制度」導入に向けた検討はできないか、見解を伺います。

市政に対する質問3

普通教室をみどりのカーテンで涼しい環境に 一（壁面緑化）ページト2ー
地球温暖化が深刻になっている今、環境にやさしい自然の学習環境を考える必要があります。

質	問	回 答
①CO2を減らし、自然の持つすばらしさを感じることができる、みどりのカーテンについての効果をどのように評価しているのか伺います。		・みどりのカーテンの効果につきましては、植物への水やりなど維持管理に手間がかかるものの、体感温度の低下、見た目に涼しく気分がなごむこと、植物を育て収穫する喜びの体得などを、各学校へのアンケート調査により確認しております。また、CO2の削減を意識しながら、暑さ軽減を感じることが出来る環境学習の効果も期待できるものと考えております。
②前回の質問に対する、当時の担当部長の答弁はある学校をモデルケースとして、教育委員会の支援のもとに実施してみたいと思うと答弁しておりますが、その後どのように実施したのか伺います。また、設置状況について伺います		・平成18年6月議会でご質問頂きました時点ですでにみどりのカーテンを実施していました泉小学校と柳瀬小学校の取り組みを参考に致しまして、機会をとらえて情報や物資の提供を行うなど、各学校の啓発に努めてきたところでございます。みどりのカーテンを行っている学校につきましては、只今申し上げました平成18年の2校、平成19年の3校、平成20年の9校、平成21年の13校、そして平成22年の15校と、実施校が年々増えてきているところでございます。
③緑のカーテンは大変手間も時間がかかります。冷房のようにスイッチ1つですぐに涼しくなるのとは違い、土作りから始まり、種をまいて、ネットを張り、肥料や水やりを毎日行い、夏が終われば後片付けをしなければなりません。だからこそ、植物を育て、実や種子を通して、生命のつながりを理解し、自然を愛する心を育むことが出来るのではないか、現在行っている学校の持続、また更に推進していくためにも「みどりのカーテン」		・みどりのカーテンにつきましては、先ほどの回答にもありましたように、すでに多くの小中学校で実施され、環境学習や児童会・生徒会活動の一環としても行われております。また、このみどりのカーテン等の取り組みは、保護者や地域の方の協力を得ながら進められ、成果を上げておりますことから、今後、学校が主体的・計画的・継続的に進めいくことが重要であると考えます。 教育委員会といいたしましては、授業をはじめ、教育活動の一環として持続的に取り組んでいけるよう、各学校に情報提供するなど働きかけてまいり

を授業の一環として取り組むことが出来ないか伺います。
たいと考えております。

子育て総合支援センターについて

本年の3月定例会の一般質問では、村上議員も特に就園前の子育て支援体制、専門専属的なセンターについての見解を伺いました。
市長からは、総合的な子育て支援センターの必要性も感じていると答弁されました。私の方からは更に具体的に質問します。

質問	回答
①平成15年6月議会で調布市の例を通して総合支援センターについての質問がありました。	子育て中の母さんから、東村山市にある「ころころの森」のような施設があれほど相談を受けました。この施設は大変好評で、先日ここに電話をかけたら東村山市以外の利用者が全体の4割を占めているそうです。特に所沢市民の利用者が多いという話でした。この施設は、東村山市を「子育てしやすいまち」とすることを目的に主に、家庭で育児をしている世代や0、1、2歳とその家族が、いつでも気軽に遊べる子育て総合支援センターです。所沢市は、この年齢のお子さんに對しての支援は遅れていると思うのですが、特に保育園に行かない0、1、2歳児に対する支援についての現状とご見解を伺います。
②この施設は、小平市にある白梅学園に委託をして行っています。白梅学園は保育の専門的な学校です。所沢市にも秋草学園がありますので、秋草学園にご協力をいただいて検討してはと思いますがご見解を伺います。	・子育て支援センターの運営についてでございますが、仮にそうした施設を設置した場合におきましては、これまで色々と御協力をいたしております、市内の専門的な大学などの、さらなる御協力をいただければと考えております。

<p>③このパンフレットの中に東村山市長は、「子育てするなら東村山と言つただけるまちを目指しています」とコメントがあります。同じ想いの市長として、村上議員の質問に対して、必要性を感じると答弁されたのですから、未来の子どもたちのためにも、子育て総合支援センターの設置を強く要望します。市長の具体的なお考えをお聞かせください。</p>	<p>安心して子育てができる環境づくりの一つとしては、総合的に子育て支援を行う、施設の設置が必要であると考えております。したがいまして、今後、その実現可能性について、検証してまいりたいと考えております。</p>
---	---

認可外保育園の園児に対する助成について	質問	回答
<p>①所沢市の認可外保育園の実態についてお伺いします。</p>	<p>認可外保育施設に関するご質問でございますが、昨年4月1日の時点での家庭保育室が16室、事業所内保育施設が14施設、その他の認可外保育施設が13施設でございます。 また、その利用者数は、家庭保育室が174人、事業所内保育施設が168人、その他の認可外保育施設が135人でございます。</p>	
<p>②公立保育園、民間保育園、幼稚園、認可外保育園に通っている一人当たりの助成額を伺います。</p>		

<p>③ 東京の町田市、八王子市、日野市、調布市などいくつかの市で、トワイライトステイ夜間保育を行っていますが、現在所沢市の認可保育園では、救いきれないトワイライトステイ夜間保育を希望する家庭に対する施設など取り組みについて伺います。</p> <p>④ 保育料は高いが、良い面もあつたという話を聞きました。しかし認可保育園に対し、収入に関係なく高額な保育料がかかります。認可保育園に入れないお子さん、認可保育園では預ける時間が合わなくてやむを得ず認可外保育園に預けなければならぬお子さん、理由はさまざまあると思うが、一番置き去りにされているところではないでしょうか。認可外保育園の園児に対する助成ができないかそして今後の取り組をお伺いします。</p>	<p>・現在、当市におきましは、公立保育園の全園と民間保育園の一部で、午後8時までの保育を実施し、保育ニーズに対応しているところでございますが、ご質問のトワイライト保育は実施しておりません。 なお、現在、市内で、午後10時まで保育を実施している施設は、4施設あり、いずれも認可外保育施設でございます。</p> <p>・市といたしましては、新たな認可保育園の建設を支援し、受け入れ人数の拡大を図っているところでございますが、様々な事情により認可外保育施設を利用される方がおりますし、また、夜間保育など認可保育園では実施していない事業のニーズもございますので、今後、他の市の状況等を調査研究してまいりたいと考えております。</p>
<p>上新井の通称「大踏切」周辺の交通安全対策について この踏み切りは、平成17年1月に開通した、上新井跨道橋（アンダーパス）が出来るまでは渋滞箇所として、大変渡りづらい踏み切りでした。アンダーパスが出来て車の量は減ったものの、アンダーパスが渋滞すると迂回してきた車の抜け道になつて、この大踏切に車が集中します。</p> <p>また、上新井小学校が近くにあり、普段子どもたちも利用している道路や踏み切りです。今回の予算にも組まれた公園予定地も近くにあることから、今後さらにこの大踏切周辺の車の流れなどを調査し把握する必要があると思います。</p>	<p>質問</p> <p>① 現在、大踏切周辺の交通安全対策についてどのように検討をされているのか伺います。</p> <p>・ご指摘の踏切についてでございますが、特に朝夕には、渋滞している道路からの抜け道として利用している車両が多いことは市といたしました認識しているところでございます。</p> <p>踏切周辺の交通安全対策といったしましては、平成17年度の「緊急市町村</p>

	<p>道安全対策事業エリア」に、上新井地区が指定され、警察署など関係機関で13箇所の現場診断を行った結果、ご指摘箇所につきましては、文字・記号や赤すべり止め舗装などの対策を講じてきたところでございます。</p> <p>大踏切付近の道路や上新井小学校の通学路につきましては、児童の交通安全対策として、今後も引き続き保護者やPTAなど学校関係者と連携し、交差点の明確化やグリーンベルトの設置など、安全な歩行空間を確保してまいりたいと考えております。</p> <p>また、時間規制（スクールゾーン）に指定されている道路につきましては、違反車両が多いことから、警察に対し取締りの要請を行うとともに、交通指導員による、立しょう指導に加え、所沢警察署の協力のもと、通行車両に対して注意喚起等の啓発を実施しているところでございます。</p>
--	---

市営住宅の保証人制度について

所沢市の市営住宅は、808戸ありますが、近年は特に空き部屋が少なく年一回の募集に対して高い倍率が続いています。

質問	回答
①保証人は入居者に対してどこまで責任を負うのか、家賃の滞納に關することだけなのか、その他の責任を伺いました。たとえば独居老人等が亡くなつた場合後始末まで保証人は責任を負うのか伺います。	・連帶保証人の責任範囲に関するですが、入居決定者は、市営住宅条例第13条1項1号によります、請書の中で、家賃の滞納の他に、「明け渡しに際し、修繕費用を支払わなかつたとき」、「その他入居者の行為に基づき所沢市に損害を与えたとき」は、連帶して債務を負うこととなつております。次に、入居者の方がお亡くなりになられた場合の対応でございますが、条例等においてはご負担は求めておりません。
②今まで入居時に保証人が立てられなくて、入居を断念したケースはあるのか伺います。	・入居時に保証人が立てられなくて、入居を断念したケースは、把握のできる過去10年間ににおける、そうしたケースはございませんでした。

<p>③保証人がいなない場合について伺います。たとえば、民間賃貸などでは民間の保障制度を活用する事がありますが、どうしても保証人が立てられないときは、どのような方法をとっているのか伺います。</p>	<p>④保証人が途中で亡くなったり、保障能力がなくなつた等、状況が変わつて来ると思いませんが、保証人の見直しは行つているのか、</p>	<p>⑤家賃の滞納が続き、保証人が肩代わりも出来ない場合、何ヶ月まで猶予を認めているのか伺います。退室を命じたことはあるのか、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人が立てられない場合は、市営住宅条例第13条3項の規定によりまして、「市長が特別に認めた場合は、必要としないことができる」とされておりまして、現在、「身寄りのない方」等、2世帯がそれに該当しております。 ・連帯保証人がお亡くなりになられたり、保証能力が低下した場合は、市営住宅条例施行規則第16条に連帯保証人の変更手続きが規定されておりまして、変更が生じた場合には、入居者から申請することとなっています。 ・入居者が家賃を3ヶ月以上滞納いたしましたが、この場合、滞納者には面談等によりまして、明渡し対象であることを伝えるとともに、納付計画を立てるよう指導し、家賃の滞納の解消に努めているところでございます。 また、退室を命じたことはございません。 <p>⑥UR 機構いわゆる公団の入居者は保証人を立てていません、市営住宅の保証人制度を緩和することは出来ないか伺います。</p>
---	---	---	--